

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則

平成二十一年十月三十日

規則第八十四号

改正 平成二一年一二月二八日規則第九四号 平成二五年三月一九日規則第四号

平成二五年四月一日規則第三八号 平成二七年四月一日規則第四十号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則をここに公布する。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（関係住民）

第三条 条例第二条第十四号の生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人
- 二 周知地域内において農業又は林業を営む者
- 三 周知地域内の水域の管理者若しくは水利権者（慣行水利権者を含む。）又は当該水域において漁業を営む者若しくは漁業権者
- 四 町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）であって周知地域内に居住する者が属する団体
- 五 前各号に掲げる者のほか、周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有すると認められる者

一部改正〔平成二五年規則四号〕

（条例手続を要しない適正処理条例に基づく届出）

第四条 条例第五条第一項第四号の規則で定めるものは、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第百二十六号）第十二条第三項第二号に規定する場合に係る届出とする。

（事業計画書の提出）

第五条 条例第七条第一項の規定による事業計画書の提出は、別記様式第一号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 一 産業廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
 - 二 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。）
 - 三 産業廃棄物処理施設等（最終処分場に限る。）の周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - 四 産業廃棄物処理施設等（最終処分場を除く。）の処理工程図
 - 五 産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法を明らかにする書類及び図面
 - 六 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面
 - 七 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所（以下「計画地」という。）付近の見取図並びに計画地及び計画地に隣接する土地の字絵図
 - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
- 2 条例第七条第一項第十号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 産業廃棄物の最終処分場にあつては、災害防止のための計画及び埋立処分の計画
- 二 令第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号の二に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、焼却灰等の処分方法

- 三 令第七条第四号、第六号及び第十一号に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、汚泥等の処分方法
 - 四 令第七条第十一号の二に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
 - 五 小規模産業廃棄物処理施設にあつては、産業廃棄物の中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法
 - 六 産業廃棄物処理施設等に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
 - 七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
 - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 条例第七条第二項第一号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画等に関する事項
 - イ 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - ハ 産業廃棄物処理施設の種類
 - ニ 処理する産業廃棄物の種類
 - ホ 産業廃棄物処理施設の処理能力
 - ヘ 産業廃棄物処理施設の処理方式
 - ト 産業廃棄物処理施設の構造及び設備
 - チ 公害防止対策
- 二 生活環境影響調査項目の選定に関する事項
 - イ 調査項目として選定した項目及びその理由
 - ロ 調査項目として選定しなかった項目及びその理由
- 三 生活環境影響調査の実施方法に関する事項
 - イ 調査対象地域
 - ロ 生活環境影響調査項目の現況及び予測に必要な自然的社会的条件の現況を把握する方法（調査地点、調査時期及び調査方法）
 - ハ 生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を予測する方法（予測地点、予測範囲、予測手法及び予測条件）
 - ニ 周辺地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する方法
（事業計画の変更の届出）

第六条 条例第九条第一項の規定による届出は、別記様式第二号により行うものとする。

- 2 条例第九条第三項の規則で定める場合は、次のいずれかに該当する変更を行う場合とする。
 - 一 主要な設備の変更を伴わず、かつ、施設の処理能力が増加しない事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
 - 二 条例第二十四条第一項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の見解、条例第二十八条第一項に規定する意見の調整又は条例第三十六条第一項に規定する環境保全協定に基づいて行われる事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
 - 三 前二号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させないものと知事が認める変更
（事業計画の廃止の届出）

第七条 条例第十条第一項の規定による届出は、別記様式第三号により行うものとする。

- 2 条例第十条第二項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。
 - 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
 - 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
一部改正〔平成二五年規則三八号〕、一部改正〔平成二七年規則四十号〕（周知計画書の提出）

第八条 条例第十一条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による周知計画書の提出は、別記様式第四号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 一 周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所及び周知の場所を明らかにする図面
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

- 2 条例第十一条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 条例第二十条第二項の規定による生活環境影響調査を行う方法について検討を加えた結果（以下「検討結果」という。）の周知に関する事項（条例第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。）に限り、条例第二十二条において準用する条例第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の場合を除く。）
 - 二 条例第二十四条第三項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する見解の周知に関する事項（条例第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、条例第二十二条において準用する条例第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の場合に限る。）
- 3 条例第十一条第二項の規則で定める地域は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める地域とする。
 - 一 令第七条第一号、第二号、第四号、第六号、第七号、第八号の二、第九号、第十号及び第十一号に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から二百メートル以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域
 - 二 令第七条第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号、第十二号の二、第十三号及び第十三号の二に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から五百メートル以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域
 - 三 令第七条第十四号に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から五百メートル以内の地域、廃棄物運搬車両の走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道（道路境界から百メートル以内の地域）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域
 - 四 産業廃棄物の焼却を行う小規模産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から五百メートル以内の地域
 - 五 前項の小規模産業廃棄物処理施設以外の小規模産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から百メートル以内の地域
 - 六 産業廃棄物処理施設等のうち施設からの放流水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第九項に規定する生活排水を除く。以下同じ。）を伴うもの 前各号に定める範囲に、放流水が流入する公共用水域（同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）における放流地点から千メートル以内の水域（当該水域において低水量時に放流水が百倍に希釈される場合はその地点までの水域）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある水域を加えた地域

一部改正〔平成二五年規則四号〕

（周知計画の変更の届出）

- 第九条 条例第十三条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五号により行うものとする。
- 2 条例第十三条第二項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める場合は、次のいずれかの変更を行う場合とする。
 - 一 縦覧の時間の変更
 - 二 説明会で配布を予定する書類及び図面の変更
 - 三 検討結果の周知に係る変更であつて軽微なもの
 - 四 見解の周知に係る変更であつて軽微なもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が軽微な変更と認めるもの

（広告の方法）

- 第十条 条例第十四条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による広告（以下この条において「広告」という。）は、第一号に掲げる方法のうちいずれか一つの方法及び第二号に掲げる方法のうちいずれか一つの方法により、行うものとする。
- 一 掲示による方法
 - イ 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
 - ロ 関係市町村の庁舎における掲示

- ハ イ及びロに掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
 - 二 掲示による方法以外の方法
 - イ 関係住民への書面の配布
 - ロ 関係住民が属する自治会等への通知又は当該自治会等における回覧
 - ハ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は当該新聞紙の折込広告
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
 - 2 前項第一号に掲げる方法による広告は、条例第十五条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する縦覧の期間中、継続して行うものとする。
 - 3 広告には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 計画地並びに産業廃棄物処理施設等の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類
 - 三 事業計画書の写しの縦覧の場所、縦覧の期間及び縦覧の時間
 - 四 説明会の開催日時及び場所
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
（縦覧の方法等）
- 第十一条 条例第十五条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。
- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所
 - 二 関係市町村の庁舎
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める場所
- 2 条例第十五条第二項の規則で定める事項は、事業者の問い合わせ先、周知地域の範囲及び次に掲げる事項とする。
- 一 条例第十五条第二項第一号に規定する事業者にあつては、生活環境影響調査を行う方法について意見書の提出があつたときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果について周知を行うこと及び生活環境影響調査を実施したときはその結果について周知を行うこと。
 - 二 条例第十五条第二項第二号に規定する事業者にあつては、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）又は岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に基づく環境影響評価を実施すること及び当該評価を実施したときはその結果について周知を行うこと。
 - 三 条例第十五条第二項第三号及び第四号に規定する事業者にあつては、事業計画について意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 条例第二十二条において準用する条例第十五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業者の問い合わせ先
 - 二 周知地域の範囲
 - 三 事業計画について意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
一部改正〔平成二五年規則四号〕

（説明会の開催方法等）

- 第十二条 条例第十六条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の説明会（以下「説明会」という。）は、説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催するものとする。
- 2 事業者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。
 - 3 次の各号に掲げる事業者は、条例第十六条第一項の説明会に参加した者に対し、当該各号に定める事項を口頭又は書面の配布により周知するものとする。
 - 一 条例第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。）生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること、当該意見書の提出があつたときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、

その結果について周知を行うこと及び生活環境影響調査を実施したときはその結果について周知を行うこと。

- 二 条例第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者に限る。） 環境影響評価法又は岐阜県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施すること及び当該評価を実施したときはその結果について周知を行うこと。
 - 三 条例第七条第二項第二号の規定により事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
 - 四 前三号に掲げる事業者以外の事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
- 4 事業者は、条例第二十二条において準用する条例第十六条第一項の説明会に参加した者に対し、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うことを口頭又は書面の配布により周知するものとする。

（実施状況報告書）

第十三条 条例第十八条（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による報告は、別記様式第六号に次に掲げる書面及び図面を添付して行うものとする。

- 一 広告に用いた書面又はその写し
- 二 説明会で配布した書類及び図面
- 三 説明会において交わされた質問及び回答の要旨
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面及び図面

（生活環境影響調査を行う方法についての意見書の提出）

第十四条 条例第十九条第一項の規定による意見書の提出は、別記様式第七号により行うものとする。
（生活環境影響調査の方法に関する検討結果の周知等）

第十五条 条例第二十条第二項の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により十四日以上期間行うものとする。

- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
- 二 関係市町村の庁舎における掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第二十条第二項の規定による届出は、別記様式第八号により行うものとする。
（意見書の提出）

第十六条 条例第二十三条第一項の規定による意見書の提出は、別記様式第九号により行うものとする。

（見解書の提出等）

第十七条 条例第二十四条第一項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による見解書の提出は、別記様式第十号により行うものとする。

2 条例第二十四条第三項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により十四日以上期間行うものとする。

- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
- 二 関係市町村の庁舎における掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

3 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。

- 一 条例第二十四条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。
- 二 事業者の問い合わせ先
- 三 周知地域の範囲
- 四 第一号の意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

一部改正〔平成二五年規則四号〕

(事業者の見解に対する意見書の提出)

第十八条 条例第二十五条第一項において準用する条例第二十三条第一項の規定による意見書の提出は、別記様式第十一号により行うものとする。

(合意の形成の判断に係る周知)

第十九条 条例第二十六条第一項(条例第二十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

一部改正〔平成二五年規則三八号〕、一部改正〔平成二七年規則四十号〕

(異議の申立書の提出等)

第二十条 条例第二十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立ては、別記様式第十二号により行うものとする。

2 条例第二十七条第四項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

一部改正〔平成二五年規則三八号〕、一部改正〔平成二七年規則四十号〕

(意見の調整の申出書等)

第二十一条 条例第二十八条第一項の規定による意見の調整の申出は、別記様式第十三号により行うものとする。

2 条例第二十八条第三項、第四項又は第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

3 条例第二十八条第六項の規定による意見の調整への参加の申出は、別記様式第十四号により行うものとする。

一部改正〔平成二五年規則三八号〕、一部改正〔平成二七年規則四十号〕

(終了に係る周知)

第二十二条 条例第二十九条の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

一部改正〔平成二五年規則三八号〕、一部改正〔平成二七年規則四十号〕

(進捗状況等の公表)

第二十三条 条例第三十七条の規定による手続の進捗状況等についての公表は、次に掲げる手続が行われた場合に行うものとする。

- 一 条例第七条第一項の規定による事業計画書の提出
- 二 条例第九条第一項の規定による事業計画の変更の届出
- 三 条例第十条第一項の規定による事業計画の廃止の届出
- 四 条例第十一条第一項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による周知計画書の提出
- 五 条例第十三条第一項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による周知計画の変更の届出
- 六 条例第十八条(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による実施状況の報告
- 七 条例第十九条第一項の規定による意見書の提出
- 八 条例第二十条第二項の規定による検討結果の届出
- 九 条例第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出

- 十 条例第二十三条第一項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出
 - 十一 条例第二十四条第一項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による見解書の提出
 - 十二 条例第二十五条第二項の規定による周知を終了した旨の報告
 - 十三 条例第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申立て
 - 十四 条例第二十八条第一項の規定による意見の調整の申出
 - 十五 条例第二十八条第五項の規定による意見の調整の委員会への付託
 - 十六 条例第二十八条第六項の規定による意見の調整への参加の申出
 - 十七 条例第二十八条第九項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告
 - 十八 条例第三十三条第一項の規定による会議の招集
 - 十九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める手続
- 2 前項の規定による公表は、県が開設するインターネットのホームページへの掲載により行うものとする。

（勧告に従わない場合の公表の方法）

第二十四条 条例第三十八条第二項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
 - 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
 - 三 報道機関に対する公表事項の提供
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 一部改正〔平成二五年規則三八号〕、一部改正〔平成二七年規則四十号〕

（適用除外）

第二十五条 条例第四十一条第二項第二号イに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であって処理能力が十パーセント以上増加しないもの
 - 二 施設の位置の変更でないもの又は当該変更であって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
 - 三 施設の構造及び設備の変更でないもの又は当該変更であって排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
 - 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項の変更でないもの又は当該変更であって排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。以下同じ。）又は量の増大に係る変更でないもの
 - 五 施設の維持管理に関する計画に係る事項の変更でないもの又は当該変更であって、排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの若しくは排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更によって測定頻度が高くなるもののみを行う場合であるもの
- 2 条例第四十一条第二項第二号ロに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であって次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であって処理能力が十パーセント以上増加しないもの
 - 二 施設の位置の変更でないもの又は当該変更であって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
 - 三 施設の構造及び設備の変更でないもの又は当該変更であって排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
 - 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項の変更でないもの又は当該変更であって排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更でないもの
 - 五 施設の維持管理に関する計画に係る事項の変更でないもの又は当該変更であって、排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更に

よって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの若しくは排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更によって測定頻度が高くなるもののみを行う場合であるもの

3 条例第四十一条第二項第二号ハに規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 県内（岐阜市の区域を除く。）の建設工事現場で使用されるものであって次のイからハのいずれにも該当するもの

イ 当該建設工事で発生した産業廃棄物のみを処理するもの

ロ 事業者の事業場内では使用されないもの

ハ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

二 県内（岐阜市の区域を除く。）の事業場（前号に該当するものを除く。）で使用されるものであって次のイからニのいずれにも該当するもの

イ 当該事業場で発生した産業廃棄物のみを処理するものであって相当期間固定状態とならないもの

ロ 事業者の事業場内では使用されないもの

ハ 特別管理産業廃棄物の処理を行わないもの

ニ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

一部改正〔平成二五年規則四号〕

（書類の提出）

第二十六条 条例又はこの規則の規定により知事に提出することとされている書類及び知事を経由して事業者に提出することとされている書類は、計画地が県事務所の所管区域に所在する場合にあっては計画地を所管する県事務局長を経由して提出するものとする。

一部改正〔平成二五年規則三八号〕、一部改正〔平成二七年規則四十号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第二項の規則で定める手続は、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成二十一年岐阜県告示第七百七号）による改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成十年岐阜県告示第七百七十号）による手続とする。

一部改正〔平成二一年規則九四号〕

附 則（平成二十一年十二月二十八日規則第九十四号）

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月一九日規則第四号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年四月一日規則第三十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年四月一日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第13条関係）

様式第7号（第14条関係）

様式第8号（第15条関係）

様式第9号（第16条関係）

様式第10号（第17条関係）

様式第11号 (第18条関係)
様式第12号 (第20条関係)
様式第13号 (第21条関係)
様式第14号 (第21条関係)